

## 第4節 石見東部における近世石工について－石見銀山領に関連して－

### はじめに

本報告書掲載の大迫ツリ遺跡と小釜野遺跡は、石見地方東部の大田市温泉津町福波字釜野に所在し、今回の発掘調査によって凝灰岩を採掘した石切場跡と確認された<sup>(1)</sup>。両遺跡は日本海沿岸にほど近い同じ谷筋にあり、双方間は 220 m ほどで近い距離にある。ここでは石切の規模やその手法などが把握された他、遺構に伴って遺物も検出されたことで、稼働年代についても有益な情報がもたらされた。基本、両遺跡はほぼ同じ性格、同じ時代のものと考えられる。

両遺跡を簡単にまとめると、①遺構は軟岩系石切りの痕跡を明瞭にとどめるものである、②規模は最大でも幅 8 m × 奥行き 6 m を越えず小規模である、③切り出された石材は円形のもの（円筒材）も含むが、基本、方形のもの（直方材）である、④僅かながら広東碗の破片が出土していて、少なくとも 19 世紀前半の所産と推定される、といった点が重要であろう。

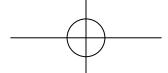
加えて大迫ツリ遺跡の調査では、⑤遺構周囲の岩盤に「上田」「山口」「中」「吉」などの刻字が認められた。これらの文字は本石切操業に伴い石工名（屋号）を刻んだ可能性がある。本稿はこの点にも言及するが、主たる目的は石見銀山代官の支配が及んだ当地域における近世石工の動向について文献史料から述べることにある。それというのも当地域は、福光石の産地として知られてはいても、石工業が地域全体としてどうであったのか、これまで触れられることがほとんどなかったように思うからである<sup>(2)</sup>。

### 1. 当地域の石工人数や刻字との関係

江戸時代、この地域にどれだけの石工がいたか、文献史料により確認してみたい（別表参照）。およそ 19 世紀前半の当地域の、特に福光における石工集団の実態が知れるものに、以前から取り上げている 2 つの史料がある<sup>(3)</sup>。1 つは寛政 12 年（1800）の「受取申水役銀之事」（重富家文書、史料 1）<sup>(4)</sup> であり、福光下村に 21 人の名がみえる。もう 1 つは天保 11 年（1840）の「相渡申石工人儀定書之事」（重富家文書、史料 2）<sup>(5)</sup> であり、福光本領 9 名、林村 3 名、下村 14 名と、合わせて 26 人の名が記されている。

また史料 1 からは当時、彼らに水役銀という業種税が課せられていたことや、史料 2 では 6 項目からなる石工約定が取り決められていたことが知られる。6 項目とは①今後、福光石工の筋目は坪内・重田・山中の 3 姓に限ること、②この 3 姓は嫡子のためとはいっても、他から子を貰い別家してはならぬこと、③女子を多くもうけて、勝手に婿取りをし、分家しないこと、④弟子はこの石工筋以外からとてはならないこと、⑤他所の石工を入れて手伝いを頼むようなことをしないこと、⑥石工の家筋を売買の対象にしないことであった。

史料 2 でもう 1 つ指摘しておきたいのが、本遺跡で確認された刻字資料との関係である。発掘調査では石を切り出した部分の周囲に、記号らしきものや仏坐像を思わせるものに加えて、文字と認識できるものがあった。これらはすべて解読できたわけではないが、中に「上田」「山口」「中」「吉」と読める文字があり、それは当石切場に伴う石工名に関連するものと推定された。これらは史料 2 にみえる「上田や」、「山口」、「中や」、「中祖」、「吉舎屋」の屋号と共通するものがあり、略号として刻まれた可能性が高いと考える。なぜこのような行為が行われたのか明確にしがたいが、1 つには



採石場の持分を示すことが目的ではなかったかと思われる。

次に上記以外の史料も幾つかみておくことにする。1つは寛政4年（1792）の「石州近摩郡福光下村外三ヶ村新規石工役取立伺」（高橋家文書、史料3）<sup>⑯</sup>であり、このころ福光下村に21人、同本領に12人、大森町に3人、温泉津町に3人、計39人の石工がいた。この史料は当時の石工業の中身やその存在形態、あるいは課税に関する情報が、史料1・2以上に具体的である。これについて興味深い記事なので、あとでもう一度触れてみたい。

年代が前後するが、当地域における石工数等は、村毎に書き上げられた明細帳からも拾うことができる<sup>⑰</sup>。例えば、享保5年（1720）の「石見国近摩郡福光本領明細帳」（嘉戸家文書）には石切2人が、文政13年（1830）の「村差出明細書上帳／石州近摩郡波積組／福光本領」には紋三郎ほか14人の石工名がみえる。また同年の「村差出明細書上帳／大森ニ而下書／石州近摩郡温泉津村」には6人の名が載り、さらに文久元年（1861）の「（温泉津）村柄明細書上帳」には無記名ながら7人と記録される。それは銀山町でも確認でき、慶応3年（1867）の「田畠持高家数人別書上帳」（高橋家文書）に石工職2人の名がみえる。

## 2. 当地域における近世石工の業種・業態・税負担

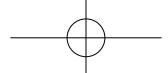
ここでは当地域の近世石工について、もう少し具体的な様子をみたいと思う。

史料3に改めて注目すると、前半で大森代官所が支配する近摩郡下の石工がどんな業種で、どういう業態をとっていたか述べたくだりがある。それによると、石工は百姓持山等の石性を見立て、相対で請山として石切を行い、石碑をはじめ炉、水流し類の細工ものから石垣、礎等の普請までを行って生業としていた。ただし、当時彼らはそのことばかりを職分としていたわけではなく、農業の間の稼ぎとしていたと記されている。彼らは採石山の見立てから、請負制による石材の切出し、製品加工から土木建築的な普請に至るまで行っていて、それが農閑期の稼ぎとなっていたと知られる。

しかし、同時にこの史料3は後半のくだりで、現状ではその稼ぎが相応になってきていると記し、そこで本文書が目的とする「新規石工役取立伺」に至るのである。後述することになったが、史料3は寛政4年（1792）、代官菅谷弥五郎から幕府勘定所に宛てて提出された伺い文書（写し）である。伺いの主旨は、近摩郡下には先にみたとおり39人の石工がいて、今後は彼らを大工・木挽・桧皮師等と同じ扱いとし、1人につき判銀3匁9分1厘、丁銀仕立では4匁8分9厘ずつ、新規に「石工役」を納めさせるようにしたいというものであった。

これからも分かるように、この文書が出されるまでの彼らは、大工・木挽・桧皮師等とは異なる扱いを受けていて、「石工役」という負担はなかった。理由は前述したように、彼らの稼ぎは農閑期に限られ、専業的な石工職分とはみなされなかったからである。しかしながらここに至り、石工も外の職人同様に相応の稼ぎがあると吟味できることから、以後取り立ての対象にすることとしたのである。

もっとも文書中には、これまでのところで大工らの役銀取立て・役札をめぐって不具合な事態が生じていて、そのため税収が年々一定しないという状況が説明されている。それは職人に対する当時の徴税システムが抱えていた課題を反映した政策的な措置であった可能性がある。この時点で石工から新規に取り立てことになった理由を、石工が置かれた状況にばかり求めることは適当でないと言える。



因みに、この時の新規取立の伺いが結果どうなったかである。成立は天保年間（1830～44）に下るもの、「石州大森銀山諸書物写」（生野書院所蔵文書）<sup>(8)</sup>の中にある、寛政6年（1794）3月の菅谷弥五郎から大岡源右衛門宛てた代官申送書である「銀山方演説書」に、「一、近摩郡福光下村外三ヶ村、新規石工役之儀、去々子年伺候処、御下知相済、同年お役銀取立申候、委細之儀ハ伺之写ニ而御承知可被成候、」とある。去々子年とは寛政4年（1792）のことであり、伺いどおりその年から取り立てられたようである。

石工への課税は「石工役」とは別に、「水役」と表現されるものにも含まれている。史料1がその例であり、他では先の「石州大森銀山諸書物写」中の、文政10年（1827）正月、代官大岡源右衛門が幕府勘定所に宛てた「申年組／石見国銀山附去ル申年諸運上銀御勘定組伺書」<sup>(9)</sup>にみえる。当史料はこの年の石州銀山ならびに銀山附村々の諸運上を書き上げた史料であり、「一判銀三貫四百目余 大工・木挽・檜皮師・石工 水役銀」とある。「水役銀」という名の運上の中に石工が含まれ、大工、木挽、檜皮師と同じに扱われている。

石工を含んだこの「水役（銀）」は、実は「銀山要集・銀山旧記」の中にある、安永6年（1777）の「代官川崎市之進取計伺」（島根県所蔵文書、史料4）<sup>(10)</sup>に表れていて、すでに18世紀後半の段階で登場する。ここでは銀山役所の施設等の新規建替入用にあたり、御料村々の大工、木挽、檜皮師、石工に対し、「水役銀」を1人につき銀5匁ずつ取立てられている。

このように、石工への課税は、「石工役」、「水役」の2つの名称によって知られるが、「石工役」が寛政4年（1792）の新規取立とはいえ、「水役」はこれより15年ほど遡って確認され、両者はもともと内容を異にして成立したものではなかったかと考えられる。すなわち「水役」は修復入用に充てるために限定的に徴収されたもの、一方「石工役」はそれが限定されない一般的な運上として徴収されたものであったように思われる。

「水役」に関する史料には、さらに遡って元禄年間（1688～1704）かとされる「銀山古事覚書」（山中家文書、史料5）<sup>(11)</sup>がある。この段階では水役の対象が大工と木挽であって、石工は含まれてはいない。したがって、この「水役」に石工を含むようになったのは、元禄年間の1700年前後から安永6年（1777）までの間であったと推定される。

「石工役」の額は、史料3には丁銀仕立て4匁8分9厘、判銀立て3匁9分1厘と定められている。ただし、石工は重荷を扱い骨折の業とみなされていたこともあって、若年と老年の者は配慮され、16歳より20歳までは半役、15歳以下と60歳以上は免役された。また、史料1の「水役」の額をみると、21人中の18人が5匁、残る3人が2匁5分とあり、後者は半役の石工であったことが分かる。

### おわりに

本稿は、大森代官所の支配が及んだ当地域の近世石工の様相を知ることを主な目的に、文献史料を用いて述べてきた。中でも史料2は彼らの所在、職能の範囲、業態の推移などがうかがえ貴重であったと思われる。

今回、本編の大迫ツリ遺跡と小釜野遺跡の両遺跡に直接関わっては、前者で確認された刻字をめぐる指摘—石工名（屋号）との関係性—にとどまった。ただ両遺跡の特徴については、冒頭で軟岩系石切技法<sup>(12)</sup>が確認できる石切場跡であることを1番に挙げているので、最後にこの点に触れて



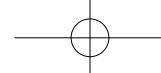
終わりとしたい。

当地域を俯瞰してみると、この技法を用いた石切場跡が比較的海岸部沿いを中心に広く帶状に分布し、1つの地域的特色をなしている。現在も採掘され続けている福光石（現福波大字福光）の、機械化以前の石切場跡はその代表的な例であり、以前発掘調査された温泉津町小浜の梨ノ木坂遺跡や<sup>(13)</sup>、測量成果が報告された温泉津町沖泊の櫛島付近の石切場跡もそうした例である<sup>(14)</sup>。規模の大小を問わなければ、当地域には相当数が確認できるのであり<sup>(15)</sup>、今後これらの実態を把握することで、この地域における石工業の歴史と文化がより明らかにできると考える。

（鳥谷芳雄 文化財課世界遺産室）

#### 第6章第4節 註

- (1) 島根県教育委員会 2014『一般国道9号仁摩温泉津道路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書5 庵寺古墳群II・大迫ツリ遺跡・小釜野遺跡』(本書)
- (2) 当地域の近世石工(業)史について書かれたものは『温泉津町誌』上巻1994の「福光石加工業」ぐらいであり、地域全体として記述したものは見当たらない。
- (3) 拙稿2005「石見銀山の石造物等にみる石工名」『石見銀山遺跡石造物調査報告5 分布調査と墓石調査の成果』島根県・大田市両教育委員会
- (4) 温泉津町誌編纂委員会 1996『温泉津町誌』別巻(資料編)
- (5) 前掲註(4)と同じ。
- (6) 以下6点の温泉津関係の明細帳はいずれも前掲註(4)に載る。また大森町の書上帳は仲野義文『銀山社会の解明—近世石見銀山の経営と社会—』2009.3を参考にした。
- (7) 「銀山方留書」(高橋家文書)。小杉紗友美氏の教示による。
- (8) 目次謙一外 2012『石見銀山歴史文献調査報告書VII—石州大森銀山諸書物写』島根県教育委員会
- (9) 前掲註(8)と同じ。
- (10) 島根県 1965『新修島根県史 史料篇三 近世下』島根県
- (11) 小林准士外 2012『石見銀山歴史文献調査報告書VIII—銀山古事記書』島根県教育委員会
- (12) 軟岩系石切場跡およびその技法については、筆者編著 1997『斐伊川放水路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書III』および2003『同発掘調査調査書XV』を参考にされたい。
- (13) 島根県教育委員会 2010『一般国道9号仁摩温泉津道路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書3 梨ノ木坂遺跡・庵寺古墳群・庵寺遺跡II』
- (14) 筆者 2005「沖泊・鞆ヶ浦における繫留遺構 付沖泊の石切場跡他調査報告」『石見銀山街道 鞆ヶ浦・沖泊集落調査報告』
- (15) 筆者の踏査では両遺跡近くの海岸線にも小規模なものがみられる(前掲註(14)の拙稿の第6図を参照されたい)。また東部方面では波根東地区の田長・上川内で確認している



**史料1・「受取申水役銀之事」(寛政12年<1800>、重富家文書)**

印] 受取申水役銀之事

印] 一、丁銀五匁 福光下村 石工平七／ 印] 一、同 五匁 " 伊平太／ 印] 一、同 五匁 " 幾藏／  
 印] 一、同 五匁 " 利兵衛／ 印] 一、同 五匁 " 喜兵衛／ 印] 一、同 五匁 " 嘉兵衛／  
 印] 一、同 五匁 " 平十郎／ 印] 一、同 五匁 " 与平／ 印] 一、同 五匁 " 周助／  
 印] 一、同 五匁 " 甚七／ 印] 一、同 五匁 " 庄兵衛／ 印] 一、同 五匁 " 多兵衛／  
 印] 一、同 五匁 " 小兵衛／ 印] 一、同 五匁 " 藤吉／ 印] 一、同 五匁 " 多三郎／  
 印] 一、同 五匁 " 十五郎／ 印] 一、同 五匁 " 磯十郎／ 印] 一、同 武匁五分 " 常吉／  
 印] 一、同 五匁 " 富五郎／ 印] 一、同 武匁五分 " 栄藏／ 印] 一、同 武匁五分 " 喜代藏

メ、九拾七匁五分

右者当申水役銀上納受取申所如件

寛政十二申年十二月

大賀覚兵衛印／野沢甚四郎印／田辺金右衛門印／福本乙兵衛印

**史料2・「相渡申石工人儀定書之事」(天保11年<1840>、重富家文書)**

相渡申石工人儀定書之事

一、往後<sup>(アマ)</sup>福光石工人筋目ハ、坪内・重田・山中三姓<sup>(アマ)</sup>外一向石工人致間敷候事

一、右姓雖為嫡子、末子ハ兎も角も、他家の子貰ひ別家致間敷事

一、未女数多持、勝手ニ聟ヲ取、分家致間敷候事

一、弟子ハ石工筋<sup>(アマ)</sup>外一向取間敷事

一、他所ノ石工人入手伝頼間敷事

一、石工家筋壳買ニ致間敷事

右之趣堅相守候、万一約定を洩シ候もの有之候ハバ、如何様の被致メ苦ニ候共、一向申紛無御座候、從連中御存分ニ可被成候、連中ハ承知之上一札認致連印、双方江取替し置き申所、仍而如件

天保拾壹年

庚子四月日／

本領山口 市右衛門@／ 同所 春木屋 小兵衛@／ 同所二郎田 忠兵衛@／  
 同所竹や 磯平@／ 同所まつや 恒八@／ 同所中や 紋三郎@／ 同所小坂や  
 惣七@／ 同所谷口や 岡平@／ 同所 鶴吉@／ 林村古やしき 多吉@／  
 同所大和や 林平@／ 同所上田や 又兵衛@／ 下村堂面 庄兵衛@／  
 同所春木屋 利兵衛@／ 同所竹井屋 儀兵衛@／ 同所藏の段 力兵衛@／  
 同所増田屋 春吉@／ 同所萩屋 半重郎@／ 同所上假屋 浅吉@／  
 同所吉舎屋 久平@／ 同所山根 角五郎@／ 同所樫戈 勘兵衛@／  
 同所森脇 秀兵衛@／ 同所中祖 善吉@／ 同所中祖 政兵衛@／  
 下村下組や ぬい@

右之趣一円同心之上者、御運上之人別相増シ候様ニ雖為末子御運上札請之儀隠し置き間敷候以上

天保十一庚子四月 日／

本領山口 市右衛門@／ 同村二郎田 忠兵衛@／ 同所春木屋 小兵衛@／  
 下村どうめん 庄兵衛@／ 同所春木屋 利兵衛@／ 同所樫戈 勘兵衛@

享保年中相改メ(※1)／寛政年中相改メ／此度(※2)

右之通り書式本調ヘ

本領山口市右衛門方へ壱本預ケ置、壱本ハ下村堂面庄兵衛方へ預ケ置、此通り之扣ヘ、春木屋利兵衛方へ割印いたし  
 預ケ置、名々扣ヘ置(※3)

(※1～3は文中から後段にかけて上段に書き込まれている)

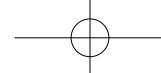
**史料3・「石州近摩郡福光下村外三ヶ村新規石工役取立伺」(寛政4年<1792>、高橋家文書)**

石州近摩郡福光下村外三ヶ村新規石工役取立伺 菅谷弥五郎

覚

私御代官所石州近摩郡福光下村・福光本領・

佐摩村・温泉津村



石工壱人役  
此度相同候

一、判銀三匁九分壱厘  
此丁銀四匁八分九厘

内 拾五歳迄式拾歳迄者半役

拾五歳以下、六拾歳以上者免役之積

右者私代官所石州迄摩郡村々石工共有之候処、役銀も不相納候ニ付、呼出糺候処、當時石工福光下村ニ式拾壱人、同本領ニ拾式人、佐摩村之大森町ニ三人、温泉津村ニ三人、都合三拾九人有之、百姓持山等之石性を見立、相対ニ而請山致し石切出し、石碑其外炉・水流し類之細工仕、勿論石垣礎等之普請をも仕渡世致し候得共、石工斗を職分ニいたし候而者無之、農業間之稼ニ而是迄役銀不相納候旨申之候、然ル処支配所内大工・木挽・檜皮師等、前々迄役銀壱人判銀三匁九分壱厘ツ、銀山方役所江取立、役札渡置、新規弟子取致し、又者職分相止役札返納致し候類、増減者月割ニ役銀取立年々不同銀山方諸運上組仕上候儀ニ付、石工共も相応之稼致候上者、外職人同様役銀上納可致儀之旨吟味仕候処、以来役札申請人数増減者其度々相届、無札ニ而稼致候もの候ハ、相糺請役為致候ハ、一体取締宜儀銘々株ニも罷成候間、外職人並之通壱人判銀三匁九分壱厘ツ、役銀上納可仕、併重荷を取扱骨折候業故、若輩又者及老年候而者手伝致し候迄ニ而、拂々敷稼相成不申候間、式拾壹歳迄六拾歳迄本役、拾六歳迄式拾歳迄を半役と定、拾五歳以下六拾壹歳以上ハ免役申付有之候様いたし度段一同申之候、石工共稼近來之儀ニも不相間候処、是迄役銀取立候儀も無之候間、再応相糺候処、右申立候趣も無余儀相間候間、向後書面割合之通役銀上納為仕、人数増減者其度々吟味仕、月割ヲ以取立候様被仰付可然哉奉存候、然おぬてハ当子迄役銀年々取立之灰吹銀ニ引替上納仕、其年々銀山附諸運上ニ組入御勘定元ニ組仕上候様御証文被下候、依之奉伺候、以上

寛政四子年月

菅谷弥五郎

御勘定所

#### 史料4・「代官川崎市之進取計伺」(安永6年〈1777〉、「銀山要集・銀山旧記」部分)

(前略)、一、銀拾四貫目 水役銀、

外銀壱貫六拾四匁三分參厘 西年諸払ニ相除候分、是者銀山役所広間、玄関、門長屋、内外塀、御銀蔵、御中間長屋とも新規立替者、郡中割ニ而普請仕来候得共、右修復並御銀蔵外廻り高塀、橋々新規修復とも、并ニ正月松鎧入用等者、水役銀と相唱へ、御料村々、大工、木挽、檜皮師、石工、右職業之もの、壱人ニ付銀五匁宛取立、前条品々入用ニ相渡候処、安永五申年迄書面之通、拾四貫目ニ外壱貫目余、西諸渡方引当とも遣り余り有之ニ付、以後右拾四貫目居置、年壱割ニ貸附、前条諸入用ニ相渡、右大工其外職人共ニ相納候水役銀者、年々取立、運上ニ組入上納仕候様、右西年伺済ニ相成候

#### 史料5・「銀山古事覚書(部分)」(元禄年間〈1688～1704〉頃、山中家文書)

牢屋破損修復之事

一、牢屋修復入用郡中括銀ニ而小屋方役人見合申付候、大工・木挽者水役ニ而仕、(中略)、

作事諸入用之事

一、作事諸入用者、小屋方役人定置竹木繩等、郡中江致割符、大工・木挽者水役ニ而遣申候、

(中略)

一、大工木挽水役之事

是者銀山附村々ニ罷在候大工・木挽、古來迄壱人年中五日宛役目相勤、扶持米一日一人ニ米壱升宛相渡申候、此扶持米者臨時物之内ニ而相払、遣残者くり越ニ遣申候処、由比長兵衛支配ニ成、木工・木挽年切ニ仕、其年遣残之分者一日を丁銀壱匁宛ニ定、小屋役人方江取立、此水役銀を以諸作事入用之節相払、残分者大工役与申、諸運上之内江結上納仕候

・・(中略)・・

一、石州銀山附 大工・木挽・鍛冶・紙漉 数之事

大工 八拾六人 かち

木挽 七拾人 紙すき

No.	年号	村名	石工数	石工名	記事内容	史料名	文献名
1	享保 5 年 (1720)	福光本領	石切 2 人	—	「作間之稼仕候もの」として酒屋 2 人・木挽 1 人・漁師・塩焼 50 人・紺屋 1 人・小商人 20 人・石明細帳 (嘉戸家文書) 切 2 人となる。	享保 5 年 12 月 福光本領 『温泉津町誌 別巻 (資料編)』1996	『温泉津町誌 別巻 (資料編)』1996
2	寛政 4 年 (1792)	福光下村・ 福光本領・ 佐摩村・温 泉津村	福光下村 21 人、福光 本領 12 人、佐摩村の 内大森町 3 人、温泉津 村 3 人の計 39 人	—	石工は今後、大工・木挽・會師等の職人同様に、 役銀上納すべきことを勘定所に届う。役銀一人 当たり基本は判銀 3 匁 9 分 1 厘 (丁銀 4 尺 8 分 9 厘) ずっとする。	石工は今後、大工・木挽・會師等の職人同様に、 役銀上納すべきことを勘定所に届う。役銀一人 当たり基本は判銀 3 匁 9 分 1 厘 (丁銀 4 尺 8 分 9 厘) ずっとする。	小杉紗友美氏の教示 による。
3	(寛政 6 年 (1794)) (同上)	(同上)	(同上)	—	「去々子年 ( = 寛政 4 年のこと ) 同候處、御下知 相済、同年 5 月役銀取立申候」	石川大森銀山諸書物写 (浅 田家旧文書 <朝来市教育 委員会> )	『石見銀山歴史文 化調査報告書 VII』 2012
4	寛政 12 年 (1800)	福光村	石工 21 人	石工福光下村石工平七、同伊平太、同幾藏、同利兵衛、同喜 兵衛、同喜兵衛、同平十郎、同与平、同周助、同甚七、同庄 兵衛、同多兵衛、同小兵衛、同藤吉、同多三郎、同十五郎、 同機十郎、同常吉、同富五郎、同榮藏、同喜代藏	当年水役銀上納受取、丁銀 5 尺 4 8 尺・同 2 尺 5 分 3 名、計 97 尺 5 分。	寛政 12 年 12 月 福光本領 役銀受取書 (福富家文書)	『温泉津町誌 別巻 (資料編)』1996
5	文政 13 年 (1830)	福光本領	石工 14 人	石工絃三郎、貞平、友八、市右衛門、嘉惣次、忠兵衛、機平、 清八、貞兵衛、角右衛門、常八、順平、惣八、惣四郎	職人大工木挽石工合わせて 23 人。大工 6 人、 木挽 3 人、石工 14 人。運上銀一人丁銀 5 尺ずつ つ銀山方役所へ上納。	文政 13 年 7 月 福光本領 役銀受取書 (福富家文書)	『温泉津町誌 別巻 (資料編)』1996
6	同年 (1830)	温泉津村	石工 6 人	増十、甚平、當右衛門、忠兵衛、初五郎、豊兵衛	諸職人 65 人 (鍛冶 2 ・ 鋏屋 3 ・ 左官 35 ・ 石工 6 ・ 木挽 6 ・ 大工 11 ) のうち。石工の 水役銀 30 目、ただし 1 人 5 尺ずつ上納。	文政 13 年 7 月 温泉津村 役銀受取書 (福富家文書)	『温泉津町誌 別巻 (資料編)』1996
7	天保 11 年 (1840)	福光村	石工 26 人	本領山口市右衛門、同所春木屋小兵衛、同所二郎田虫兵衛、 同所竹や幾平、同まつや恒八、同所中や絞三郎、同所小坂や 惣八、同所谷口や順平、同所鶴吉、林村古やしき多吉、同所 大和や林平、同所上田や又兵衛、下村堂面庄兵衛、同所春木 屋春吉、同所竹井屋平重郎、同所上屋屋浅吉、同所吉舎屋久平、 同所山根角五郎、同所豊兵衛、同所森脇秀兵衛、同所中 祖善吉、同所中祖政兵衛、下村下組やねい	石工入議定之事。以前より福光石工入筋目坪内・ 重田・山中の 3 姓。運中一札連印し、取り交わす。工入議定書 (福富家文書)	天保 11 年 4 月 福光村石 『温泉津町誌 別巻 (資料編)』1996	『温泉津町誌 別巻 (資料編)』1996
8	文久元年 (1861)	温泉津村	石工 7 人	—	水役銀 5 尺 4 8 尺。大工 8 人 (40 尺) ・ 木挽 8 人 (40 尺) ・ 石工 7 人 (35 尺) 。なお別に「其外小 物成」の項で「一、判銀六尺八步 新規石切 運上」の記載あり。	文久元年 10 月 温泉津村柄 『温泉津町誌 別巻 (資料編)』1996	『温泉津町誌 別巻 (資料編)』1996
9	慶応 3 年 (1867)	銀山町	石工職 2	石工職次平、石工職磯吉	銀山町の家数 312 戸、人數 807 人のうち。 田畠持高家数人別書上帳 (高橋家文書)	田畠持高家数人別書上帳 (高橋家文書)	仲野義文『銀山社会 の解明 - 近世石見銀 山の経営と社会 -』 2009

第 11 表 近世文献史料にみる石見銀山周辺地域の石工数・石工名